

令和2年度 明石市奨学生募集のご案内

(奨学生を希望される方へのお知らせ)

◎この制度の目的は

この奨学金制度は、高等学校、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に在学し、経済的な理由で修学が困難な人に対して学資を貸与することにより、教育の機会均等を図ることを目的としています。

◎奨学生に応募できる人は

奨学生に応募できる人は、次の要件をすべてそなえている人です。

- (1) 明石市内に住所があること。
- (2) 高等学校、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に在学すること。
- (3) 経済的な理由で修学が困難なこと。(別紙「奨学金の収入基準」参照)
- (4) 他の奨学金を支給されていないこと。

校内申し込み切り

5/11(月)

*希望者は、奨学金担当
中野まで連絡をお願いします。

◎貸与する奨学金額は

国・公立学校の生徒	月額 10,000 円
私立学校の生徒	月額 20,000 円

電話番号

078-918-5950

◎貸与する期間は

正規の最短修業年限とします。

◎貸与の方法と時期は

奨学金は、原則として年3回(7月、11月、2月)に分け、在学する学校を経て貸与します。

◎奨学金は返済が必要です

奨学生として奨学金を貸与された人は、その奨学金の全額を貸与期間終了後(卒業後)20年以内に定められた方法により返還していただきます。
ただし、事情がある場合には、返還の猶予又は免除を受けることができます。

◎申請に必要な書類は

- (1) 明石市奨学金貸与申請書(様式第1号)
- (2) 住民票の写し(最近3か月以内に発行されたもの)
- (3) 収入に関する証明書(令和 元年分の源泉徴収票または確定申告書の写し)
※同一世帯で収入のある方が2人以上いる場合は、その全員についての証明書が必要です。
※生活保護世帯は、福祉事務所発行の生活保護受給証明書を添付してください。
- (4) 誓約書(様式第2号)
※連帯保証人は保護者にしてください。
※保証人は保護者とは別生計を営む者にしてください。
※奨学生本人・連帯保証人・保証人それぞれ自署し、連帯保証人と保証人は実印を押印してください。
- (5) 印鑑登録証明書(連帯保証人と保証人各1通、最近3か月以内に発行されたもの)
- (6) 作文(400字程度、テーマ「奨学生としての決意」)

◎提出先

前記の書類を学校が指定する期日までに、在学校へ提出してください。

————— お願い —————

本市の奨学金制度は、明石市民の税金と奨学生からの返還金によって運用しておりますので、貸与金の返還がなければ、本制度を存続することができません。
本制度を活用されるに際しては、奨学金の返還義務を十分にご認識いただき、今後の勉学、勤労、及び自立等の将来を設計していただきますようお願いいたします。

奨学金の収入基準表

(単位：円)

世帯人員	給与所得者 (支払総額)	給与所得者以外 (総所得額)
2人	3,610,000	2,346,400
3人	4,134,000	2,765,600
4人	4,658,000	3,184,800
5人	5,182,000	3,604,000
6人以上 (1人増毎)	524,000	419,200

〈注意〉

右記の世帯状況に該当する場合は、所得からそれぞれの特別控除額を減じた額を所得額と見なしますので、実質的に特別控除額だけ所得基準が引きあがることになります。

(例：事業所得者)

世帯構成 父、母、本人(公立高校)、妹(中学)

収入基準額(総所得額)	3,184,800 円
特別控除額(妹：中学生)	160,000 円
特別控除額(本人：公立高校生)	180,000 円
計	3,524,800 円 (基準額)

特別控除額表

(単位：千円)

区分	世帯状況	給与支払額 特別控除額	事業所得額 特別控除額	
世帯構成員	小学校	100	80	
	中学校	200	160	
	高等学校	国・公立	230	180
		私立	400	320
	高等 専門学校	国・公立	340	270
		私立	630	500
	障害者(1人につき)	1,060	860	
本人	国・公立高等学校	230	180	
	私立高等学校	400	320	

〈注意〉

※欄の「就学者のいる世帯」による控除は、就学者の中に出願者本人を含めません。

※欄の控除について該当する世帯状況が2つ以上ある場合には、これらの特別控除額を合わせて控除することができます。